平成２８年（フ）第５４号
秋田県大館市片山町３丁目11番38号
破産者　佐々木　勲
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１７３号
栃木県足利市百頭町2057番地２
破産者　齊藤　　良
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４４号
新潟県三条市北入蔵２丁目25番23号
破産者　近藤　昭一
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１８１８号
三重県伊勢市小俣町湯田330番地４、開始決定時の住所名古屋市中区松原３丁目２番30号宝マンション松原903号
破産者　田川　兼三
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須504号、開始決定時の住所愛知県日進市竹の山４丁目706番地
破産者　角田　美貴
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字下正葉廻間4337番地の13　愛厚ホーム東郷苑
破産者　加藤　富夫
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９９号
愛知県津島市宮川町３丁目11番地15
破産者　羽原　哲也
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３６号
大阪市大正区泉尾１丁目32番13号
破産者　荒木　晃子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８０号
大阪府高槻市南芥川町22番１―302号
破産者　山本　義富
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００号
兵庫県姫路市鷹匠町甲45番地　ハイツ鷹202、開始決定時の住所兵庫県宝塚市伊子志１丁目５番10―203号
破産者　八木下　巧
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
秋田市新屋松美ガ丘東町７番３号　テイセキ松美ガ丘ハイツ101
破産者　神　　正
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５号
香川県高松市上福岡町797番地６
破産者　谷定　矩子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３９号
北九州市門司区大里東３丁目４番14号
破産者　三俣　康則
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地３　ルミエールハイツ南栄203号
破産者　濵田　英城
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５５３号
名古屋市中川区法華西町３丁目27番地の２レオパレス法華西町302号
破産者　山口　勝広
1　破産債権の届出期間　平成30年１月８日まで
2　一般調査期日　平成30年２月１日午前10時
平成29年12月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８６号
仙台市太白区袋原字堰場66番地の５
破産者　片桐　金吉
1　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
2　一般調査期日　平成30年３月１日午前11時40分
平成29年12月７日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
神戸市兵庫区会下山町１丁目９番３号　会下山マンション201号、従前の住所神戸市兵庫区西橘通２丁目１番20―901号
破産者　吉永　清史
1　破産債権の届出期間　平成30年１月11日まで
2　一般調査期日　平成30年３月７日午後１時10分
平成29年12月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３２号
大阪市住之江区南港東１―６第２号棟809号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市美井元町14番14号
破産者　西尾　　亘
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月19日午後２時
平成29年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部